

北朝鮮の初期綴字法について

コ・ヨンジン

一 はじめに

一 一 北朝鮮の学者たちは、言語規範の研究史を大きく四段階に分けている。これをより具体的に見ると、第一段階は一九四五年から一九五四年まで、第二段階は一九五五年から一九六六年まで、第三段階は一九六七年から一九八〇年まで、そして第四段階は一九八一年から一九九五年までである。¹⁾このような北朝鮮の時期区分に従うならば、本稿はその第一段階に当たる一九四五年から一九五四年までの北朝鮮の綴字法問題を検討してみようという目的で書かれたものである。すなわち、独立直後の北朝鮮ではどのような綴字法を用いていたか、一九四七年に出た『朝鮮語新綴字法』(以下「新綴字法」と略す)は全面的に実施されていたか、そして一九五四年に刊行された『朝鮮語綴字法』(以下「五四年綴字法」と略す)が登場することになった背景およびその内容は何だったのかなどを検討してみようと思つのである。

「言語文化」33 407-440ページ 二〇〇〇年
同志社大学言語文化学会 ©コ・ヨンジン

一、二 これまで北朝鮮の綴字法に関する議論は、そのほとんどが各時期の綴字法の内容を要約することに終始しており、各時期の綴字法の連続性についてはほぼ無視してきたと言っても過言ではない。具体的なことは本論で取り扱つつもりであるが、北朝鮮で実施されていた、あるいはされている歴代の綴字法は相当な連続性を持つている。例えば、「新綴字法」は一九三三年に朝鮮語学会により制定・公布された『ハングル綴字法統一案』（以下「統一案」と略す）と明白な連続性を持つており、「五四年綴字法」は独立直後の「統一案」改善論議および「新綴字法」を継承していることはあちこちで確認できる。

これまでこのような事実を無視して来た結果、場合によっては北朝鮮の綴字法改正を南北朝鮮の言語異質化と関連させる場合も少なくはなかった。²⁾ すなわち、韓国の研究者の間では、南北の綴字法が変わったのだから言語も異質化し始めたという主張も多かったのである。もちろんその場合多くの者が、異質化の責任は綴字法を変えた北側に問わなければならないという態度を取っていたことは贅言を要しない。こういう結果になったのは、言うまでもなく、研究者たちが極端な反共的立場に立っていたからに相違ない。

一、三 従つて、我々は南北朝鮮の言語問題を論ずる時には、極端な主体思想に偏向することをももちろん警戒しなければならないが、それに劣らず極端な反共偏向も断固として拒否しなければならない。なぜならば、こういうどちらかの立場に立つた時には相手に対する非難以外には何も残らないためである。言い換えれば、一方への偏向は問題の本質についての客観的かつ科学的な接近を非常に妨げることごとである。それだけではなく、このような認識はある意味では分断の当事

者でありながら、またそれを克服しなければならない立場にある我々の意識を麻痺させてしまつのである。従つて、本稿ではこのような二つの偏向についてはくれぐれも注意しながら議論を進めて行きたいと思つた。

二、独立直後の北朝鮮の言語規範と『朝鮮語新綴字法』

二、一 北朝鮮でも独立直後には一九四六年九月八日に朝鮮語学会によって改正された『ハングル綴字法統一案』⁽³⁾をそのまま利用していたことは確実である。これは、「北朝鮮人民委員会宣伝課審査番号第六二号」として刊行された길영진(キルヨンジン) (一九四七) の題目が『一九四六年九月八日に改正されたハングル綴字法統一案』であつた事実でもわかる。さらにこの本の「まえがき」には、「この解説は朝鮮語学会の機関紙である『ハングル』第二巻第八号の『ハングル綴字法統一案』と同じ本の第六巻第一号から第八巻第三号まで二〇回にわたつて連載された李熙昇氏の『ハングル綴字法統一案講義』を基礎にして編んだものであります」とも書かれている。

また北朝鮮共産党と朝鮮新民党の合併により、一九四六年八月に結成された北朝鮮労働党の委員長であり、かつ当時金日成大学の総長でもあつた金料奉は、あるインタビューで「現在北朝鮮でも綴字法は南朝鮮と同じものを使つてゐるのではありませんか」という記者の質問に、次のように述べている。

それは南北が統一された後には修正があるかも知れませんが、今この時期に文字まで混乱しては、将来の民族文化の

発展において重大な問題になるから、それをそのまま使つしかないでしょう。⁽⁵⁾

この事実から推し量つて見ると、少なくとも一九四七年初め頃までは、北朝鮮でも「統一案」をそのまま利用していたことは確実である。

二二二ところで、一年も経たない一九四八年一月に朝鮮語文研究会によって『朝鮮語新綴字法』が制定されることになる。朝鮮語文研究会は一九四七年二月に北朝鮮臨時人民委員会の決定によって組織された団体で、民族共通語の究極的完成、すなわち朝鮮語文の真の統一と発展のために、漢字の撤廃と文字改革を念頭においた綴字法の制定を当面の課題として掲げていた（朝鮮語文研究会一九四九…一五三—一五四）。北朝鮮で綴字法改正に手を付けることになった根本的な理由は、「統一案」が部分的には色々と問題点を抱えていたためである。これについては、「朝鮮語学会の綴字法統一案はいかに考えていらつしゃいますか」という記者の質問に対して、「新綴字法」を主導して来た人物として知られている金料奉⁽⁶⁾の次のような答えを参照する必要がある。

一言でいえば、原則的には私が考えているのと同じことが多いです。けれどもハングルの将来を考える時、社会と離れては考えられないはずなのに、現在の統一案は、簡単にいえば、基本方法はいいのですが将来の発展を念頭において作ったというよりは現象に従ったようです。文法においても外国のある程度機械的に受け入れたのではないかと気がします。⁽⁷⁾

上の引用でも分かるように、金科奉は原則的には「統一案」に賛成であるが、それを補わなければならないという立場を取っている。すなわち、「朝鮮語綴字法において形態主義の原則は、統一案があったからこそ確実にその根をおろすようになり、朝鮮語文の統一は一層促進されたため、統一案の朝鮮語学史上の意義は実に大きかったのである」（朝鮮語文研究会一九四九：一五二）⁽⁸⁾といい、「統一案」の意義は認めながらも、綴字法の原理としての形態主義が徹底的に適用されていないと批判しているのである。

その批判の理由としては、まず「統一案」は綴字法の基本原則が何かを明確に認識していなかったということを挙げている。⁽⁸⁾すなわち、原則的に形態主義の立場に立っているにもかかわらず、あたかも優先的に表音主義に基礎をおいているように考えていたということである。これは、言つまでもなく、「統一案」の総論の第一項「ハングル綴字法は標準語をその発音通りに書くが、語法に合うようにすることを原則とする」という規定を念頭においた批判であり、それは妥当な批判だといえる。これとともに「統一案」の、同族語において共通に把握される語根を固定的に書かせる規定である第三章と第四章を「語源表示」と題したことを挙げて、「統一案」は形態主義と語源主義を混同しているとも批判している。一番目には「統一案」の基本原則が形態主義であるにもかかわらず、重要な条項で表音主義に陥ってしまったと批判している。これは、言つまでもなく、いわゆる「頭音法則」⁽⁹⁾と用言の変則活用⁽¹⁰⁾の表記のことである。

このような問題を解決するために、「新綴字法」ではその総論で「朝鮮語綴字法は、現代朝鮮人民の言語意識のなかで共通的に把握されるものを、一定の形態で表記することを原則とする」と定めることにより、まず形態主義を取ることを明らかにした。続いて各論では、「ㄷ」⁽¹¹⁾と「ㅌ」⁽¹²⁾を語頭にそのまま表記するようになった点およびいわゆる「分離符」⁽¹³⁾の創案、そ

していわゆる「六字母」⁽¹²⁾を新しく作ることによってこれを具体化した。従って、「新綴字法」の特徴は大きく三つに整理することができる。その一つは「頭音法則」を廃止したことによって一つの文字が二つの種類に表記されている現実を改善しようとしたこと、二つめは「分離符」を使用することによっていわゆる「間音」(사잇소리)の表記問題を解決しようとした点、そして三番目は所謂六字母を制定し変則用言を表記することにより、その不規則性を大きく減らそうとした点を挙げることができる。結局、「新綴字法」は、「統一案」が持っていた表音主義的要素を克服しようとした試みの一環であったと言っても良いだろう。

二、三 そうだとすれば、我々は「新綴字法」の登場以降、北朝鮮ではどのような規範を以って言語生活を営んでいたかを検討する必要がある。もちろん独立直後には、「統一案」がそのまま使われていたことは、すでに確認した。しかし、一九四七年以降の資料を検討してみると、「統一案」のどこにも規定されていない頭音法則の回避、半母音の介入⁽¹³⁾などが実際に広範に見られるのである。さらに、박재호(一九九六：八七)は、「解放後我が国では一九四五年九月に『ハングル綴字法統一案』(一九三三)を再び刊行しそれに準じて言語生活を営みながらも、その『統一案』の一部条項の問題と制限を、新しい現実にあわせて改正するための事業が行われた」とも言っている。

まず考えられるのは、「新綴字法」をそのまま実施していた可能性である。고영근(高永根)(一九八九：九七)によると、「新綴字法」は一九四七年に制定され一九四八年一月一五日に公布されたと言っている。続いて一九五〇年四月には正式に本の形で刊行されたと言っから(高永根一九九〇：一三三)、これも一つの可能性としては考えられるであろう。実際に、高永根(一九八九：九四)は、「一九四八年の『朝鮮語新綴字法』の公布が南北の言語規範を大きく変化させた重要な事件で

あつたにもかかわらず、資料を見られなかったため一九五四年までは『ハングル綴字法統一案』がそのまま施行されていたと考えられていた」といつて、以前の論議を批判している。しかし、これが全面的に施行されていたと見るには現実的な根拠が足りない。朝鮮語文研究会によって編纂された『朝鮮語文法』（一九四九）を除いては、⁽¹⁴⁾甚だしくは朝鮮語文研究会の機関紙であつた『朝鮮語研究』までも、この綴字法を全面的には採択していないのである。特に、いわゆる新六字母は、極めて例外的な幾つかの場合を除けば、何処にも見られないのである。

二番目に考えられるのは、「統一案」でも「新綴字法」でもない第三の規範があつた可能性である。実際に、⁽¹⁵⁾ 권승모 (一九九六・一四) には、「一九四七年に解放の前の『ハングル綴字法統一案』を修正補充し、『標準綴字法辞典』を刊行して出版物はもちろん、人民たちの言語生活にも使うようにした」(下線は引用者)と言っている。この主張に従うならば、『標準綴字法辞典』の内容は、「統一案」を基盤にしなが下線部の「修正補充」の内容は前で言及した「新綴字法」の規定ではなかつたのかという推定が可能であろう。しかし、「朝鮮語における唯一の綴字法統一案と標準語は、すでに朝鮮語学会が発表し大体誰でもそれに賛同しているのだが、今になってこれらを集大成し、また付録を加えて『標準綴字法辞典』、発刊し一般の使用に役に立つようにした」⁽¹⁶⁾ という『標準綴字法辞典』の「まえがき」から推し量つて見ると、前で言及した頭音法則の廃止だとか、分離符の使用あるいは半母音の介入などのようなものであつたとはいにくい。なぜならば、これらは「部分的な修正補充」と言つよりは、「全面的な改正」に当たる内容だからである。これとともに、『標準綴字法辞典』に対する言及は 권승모 (一九九六・一四) を除いては、北朝鮮で言語政策について議論している大部分の文献でことさらに言及されていないという事実も注目し値する。甚だしくは 권승모 (一九九六) が掲載されている「주체의 조선어연구 50년사 (主体の朝鮮語研究五〇年史)」の付録「年表」の一九四七年の項目にも、『標準綴字法辞典』は載っていない。それだけでは

なく、同じ本に掲載されている^{『ハグ・チェホク』}「言語規範研究史」でもこの辞典の存在は言及されていない。従って、『標準綴字法辞典』が「五四年綴字法」が出るまでの綴字法規範の役割をしていたとは言い難い。

このよつな事実を総合的に判断する時、我々は北朝鮮では「統一案」を基盤にしながらそれに部分的に修正を加えた規範が用いられていたと推定する。ここでまず我々が注目しなければならないのは、各時期において綴字法を改正する時にはかならず出る、「前時期の綴字法規定をこれ以上使わないこと」という表現である。一九五四年の『朝鮮語綴字法』を改正した一九六六年の『朝鮮語規範集』の「まえがき」には「この規範集が出ると同時に、『朝鮮語綴字法』（朝鮮民主主義人民共和国科学院 一九五四年）は使わない」と言っており、一九六六年の『朝鮮語規範集』を改正した一九八八年の『朝鮮語規範集』の「まえがき」には「新しい規範集が出ると同時に一九六六年六月に出た『朝鮮語規範集』（朝鮮民主主義人民共和国内閣直屬国語査定委員会）は利用しないこと」と言っている。つまり、過去ものは完全に廃止されたため、これ以上使ってはいけないということを明らかにしているのである。反面、一九五四年の『朝鮮語綴字法』にはこれと関連した明白な言及はない。但し、その「まえがき」で、「従来朝鮮語の綴字法の規準として認められていた『ハングル綴字法統一案』に少なくない修正を加えるようになった」（下線は引用者）と言っているだけである。

ここで我々の関心を引くのは、下線部の「綴字法の規準として認められていた」と言つ表現である。まず「綴字法の規準」として認められていた」と言つ部分に注目すると、これは「統一案」は「綴字法」ではないが、「綴字法の規準」としては認められていたと解釈できる。また綴字法の「規範」ではなく綴字法の「規準」と言つ用語を使っていることも、我々の目を引く。北朝鮮で言語政策に関する議論の中で「規範」の代わりに「規準」と言つことばを用いる例は非常に珍しい。一般的に北朝鮮のよつな社会主義社会で、言語規範とは守つても守らなくても良いものでは決してない。特に、綴字法は「一つ

の言語を自己の文字を以つて表記する時、遵守しなければならない規則の総体」(朝鮮語文研究会一九四九:七六)であるため、より一層そうである。参考としてはほぼ同じ時期に同じ機関である朝鮮民主主義人民共和国科学院言語文字研究所の辞典編纂室で編纂された『朝鮮語辞典』には、「規範」を「義務的に守らなければならない法式あるいは秩序、または制度」(四四三ページ)と規定しているのに対して、「⁽¹⁷⁾規範」は「理論を作ったり実践をするのにおいて頼れる基準」として説明されている。⁽¹⁸⁾従つて、ここで「⁽¹⁷⁾規範」という用語を使ったのはおそらく意図的だったとみなさなければならない。こういう事実から我々は、少なくとも一九四七年のある時期から一九五四年に『朝鮮語綴字法』が刊行されるまでは、『朝鮮語新綴字法』のような明示的な規範に依存していたというよりは、「統一案」を土台にしながらもそれに部分的な修正を加えた規範が用いられていたと推測する。

二四 そうだとすれば、「統一案」に部分的な修正を加えたその規範はいかなるものであつたのかという疑問が生じうる。頭音法則に関しては、『労働新聞』(一九四七年六月六日、七日、八日、十日号)に載せられた金寿卿の「朝鮮語学会のハングル綴字法統一案の中で改正しなければならない幾つかの問題、その一つとして頭音」⁽¹⁹⁾について注目する必要がある。⁽²⁰⁾周知の通り、『労働新聞』は北朝鮮共産党と朝鮮新民党の合併により創設された北朝鮮労働党の「党中央委員会の機関紙」として創刊された新聞である(朝鮮労働党中央委員会党歴史研究所一九九一:一一二)。従つて、金寿卿のこの論文は個人の意見を披露したものと見るよりは、党の立場を代弁する、あるいは党の認定を受けたものであつたと見る方がより妥当であろう。さらに、このような頭音法則を遵守するかしないかという問題は、当時北朝鮮では相当深刻な問題でもあつた。なぜなら、この時成立したばかりの「北朝鮮労働党」の党名をいかに表記するかという問題と直接関わ

ていたためである。すなわち、頭音法則を適用すると克名が「ノトドンダム」になるが、それを適用しないと「ロトドンダム」になるのである（パク₁チ₂エ₃ホ₄一九九六・八七）。このような現実的な問題があったからこそ急いでこれを解決しなければならず、そのため言語学の論文としては異例の『労働新聞』に掲載する形式を取ったと判断される。

一九四八年に「新綴字法」が出てからは、その中の一部も綴字法の規範として採用されたと思われる。これについては、中国側の記録ではあるが、崔允甲他（一九九四）にこのような我々の推察を支えてくれる内容がある。崔允甲他（一九九四：八～九）によると、北朝鮮では一九四七年の半ばから綴字法を変え始め、まず頭音法則が廃止され、続いて「新綴字法」が出た後である一九四九年四月からは分離符の使用、半母音₂の介入などが施行されたと言う。我々はこの記録を信頼できると判断する。そうしないと、「외외₁이₂외₃舍₄다₅」などのような表記がこの時期にもあちこちで見つかるという事実を説明しにくい。なぜならば、외외₁이₂외₃舍₄다₅（一九四七：三三二～三三三）で半母音₂の介入について触れているのは、「統一案」のよつに「하 (ha)」「動詞に限って「어어₁어₂어₃어₄어₅」と書くと言つ「統一案」の第十項の付帯説明だけであるためである。従つて、母音「어 (a)」「에 (e)」「이 (i)」「우 (u)」「오 (o)」「우 (u)」「에 (e)」「이 (i)」「우 (u)」「오 (o)」「우 (u)」などの次に来る所謂副詞形および過去時制接尾辞を「어어₁어₂어₃어₄어₅」と書く規定は「新綴字法」に従ったものと見るしかない。いわゆる分離符の新設も「新綴字法」によるものだったと思う。なぜならば、길길₁은₂진₃（一九四七：六七～七二）は「統一案」の第三十項「複合名詞あるいは複合名詞に準ずる単語において二つのことばの間に濃音が出たり、あるいは口蓋音化した」에에₁야₂에₃音が出るのは、上のことばの末音が母音である時はそのバツチム（終声）に「스 (s)」を書き、子音である時はこれを表示しない」という規定を以つて説明しているのみであり、分離符についての言及はどこにもないためである。

従つて、『朝鮮語新綴字法』は、規範としては非常に例外的にその一部のみが受け入れられ、それ以外は試案の状態にと

濃音は「統一案」で字母として認められていなかった。しかし、「五四年綴字法」ではこれらをすべて字母として認めため、非常に理論的かつ合理的となり、ハングル文字に関する認識が一步進んだといっても過言ではない。四番目に、このように変化によって字母の順序も変わるようになる。すなわち、濃音と二重母音を表記する文字を独立的に処理するとともに、母音で始まる語彙はその順序を子音の後に配置したのである。このなかで、特に後者は語頭の「ㅇ」の音価を認めず、各母音字母の個別性と独立性を強調したという点で、最も原理的な改革であったと言える。しかし、このような言語学の理論に合わせて改正をする過程で、言語大衆がこれに適應することは非常に困難だったに違いない。広範な学校教育、成人教育、そして各種のマスコミによる広報なしには考えも及ばない作業であったろう。五番目に字母の名称が一部変わった。濃音の名前を「쌍」の代わりに「뉘」を使用することは以前からあったものであり、ハングル文字「ㄱ」(ㄱ)、(ㄴ)、(ㄷ)、「ㅇ」の名称を伝統的な「기역」(기역)、(디귿)、(시옷)の代わりに「기우크」(기우크)、(디우크)、(시우크)に変えたのはその統一を図るためである。六番目に用言の語尾「-어」と「-었」に母音の後で半母音ㄱが介入される現象を認め「-어」(어)と「-었」(었)に表記するようになった。七番目に、「新綴字法」の分離符(가)が、間標(가)という名称で正式に導入された。そして文章符号に関する規定が新しく設定されたのも重要な特徴の一つである。これは、言うまでもなく、「統一案」の文章符号の処理が簡略すぎたことを補ったものである。

三、二次に我々が検討しなければならないのは、北朝鮮ではなぜよりによって一九五四年に綴字法を改正したのかという点である。特に、当時は朝鮮戦争が終わった直後であったため、早急に解決しなければならない問題が山積していたはずである。にも関わらず、十年近くほとんど放置されていたに近い綴字法に手を付けたのは、北朝鮮なりの必然的な理由があ

ったに違いない。ここではこのような問題について検討してみることにする。

三. 二. 一 まず考えられるのは、北朝鮮の内部事情である。当時北朝鮮の綴字法規範には二つの問題があったと言える。一つは、前にも触れたように、「新綴字法」という規範があったにも関わらず、これは規範の役割を果たしてはいなかった。従って、この時期は、冷静に言えば、明示的に整理された規範がなかった時代であった。二つめは、状況がそうであったため、新しい規範の整備はこれ以上後回しにできる状態ではなかった。この場合、「新綴字法」を明示的な規範として公布する方法もありうる。しかし、これには、次のような深刻な問題があった。

周知の通り、朝鮮戦争を経る間に、南であれ北であれ朝鮮半島はすべての面で完全に廃墟になってしまい、一九五〇年代後半に直面していた最大の課題は、南でも北でも、戦後の復旧であった。そして北朝鮮ではこの時期を「総動員時期」として規定し、工業と都市部門の戦争被害の復旧と農村の協同化に力を尽くすようになる。すなわち、戦争で破壊された経済と産業施設を再建するための技術者と熟練された人手を訓練する必要を痛感していたのである。このため五年制であった人民学校を四年制に変え、また専門高等教育機関も三年課程から二、四年に拡張した（조형찬 一九八八：一一五）。このように教育制度を改善することによって学校を卒業するとすぐ工場と農村に行って働けるようにし、またそつすることによって一日でも早く戦争のために破壊された産業施設を復興しようとしていたのである。こうするためには、何よりも住民の自発的な協力が欠かせないが、このような協力を得るためには人々を場合によっては説得し場合によっては動員することが大事であった。このため当時北朝鮮の政策は徹頭徹尾大衆を動員する路線を貫いていたし、この路線を維持するためには、大衆の積極的な参加を駆り立てる文化的な力が非常に重要であった。このような宣伝と煽動は、基本的には大衆を説得できる各

種のマスメディアの発展なしには不可能であった。文字を含めた言語メディア、電波メディア、芸術作品などをすべて利用し、大衆が情熱を抱いて仕事場に乗り込めるようにする「象徴」は必須であった。この過程で当然言語メディアに属する文字の使い方、すなわち、綴字法をより分かりやすく改善するの必要を感じようになり、新しい綴字法の制定および辞典の編纂は急を要する問題となった。⁽²³⁾ こういう状況で非常に理論的であり、従って当然難しすぎる「新綴字法」を全面的に施行するには厳しい状況であった。⁽²⁴⁾ 「新綴字法」はその習得だけでもあまりにも時間がかかりすぎて、「はなはだしきにいたっては人民学校から大学まで他の科目はすべてそっちのけにして綴字法のみ学習しても、全て習うことはできない」(권집부⁽²⁵⁾一九五八・七二)という不平があったのである。さらに、「文盲退治事業」の結果新しく文字を習得した、一三〇万に達する人々には、「新綴字法」はあまりにも難しすぎた。従って、「新綴字法」を綴字法の規範として打ち出して、それを全面的に実施することは不可能であった。

『朝鮮語綴字法』(初版)の「まえがき」の「あらゆるものを民主基地強化のための戦後人民経済復旧発展へ!」(下線は引用者)というスローガンおよび『朝鮮語綴字法』(第三版、一九五六)の「まえがき」の「今日朝鮮労働党と共和国政府は、祖国の平和的統一独立と共和国北半部での社会主義建設の道に全朝鮮人民を呼んでいる」という表現は、こういう事実を端的に表している。

従って、この時の綴字法改正は、「文盲退治事業」によって新しく文字を習った人々が学び易く使い易いように規範に手を入れることによって、より効果的に人民を説得しかねらるを国の建設に総動員するためのものであった可能性が非常に高い。

三二二 一九五四年の綴字法改正は、一次的には北朝鮮内部の必要に応じたものであるが、他方では当時の韓国の言語事情と関連つけて検討してみる必要もある。特に、南北の言語政策は相手を意識しながら進められた場合が少なくないという事実を、我々は常に念頭に置いておくべきである。たとえば、北朝鮮では文字改革をしなかった重要な理由の一つとして、南北が互いに別の文字を使うことになると、文字を通じた相互コミュニケーションができなくなるという点を挙げ(25)ており、また一九四九年に漢字を廃止したにも関わらず一九六八年に漢字教育を復活した理由は、韓国でまだ漢字を使っているからであるといっている(『朝鮮労働党政策史…言語部門』、二一九〜二三〇ページ)。従って、南北の言語政策に関する議論において相互比較は欠かせないものである。

広く知られている事実であるが、この時期韓国で、言語規範と関連して、最も多く議論を巻き起こしていた問題は、いわゆる「ハングル・ショック(波動)」(26)である。ハングル・ショック(波動)は一九四九年の「ハングルの日」である一〇月九日に発表した、当時の大統領李承晩の談話から始まったが、翌年の六月に朝鮮戦争が勃発するなど、予想もしなかった事態が起こり、この問題はなくなつたように見えた。ところが、一九五三年四月に開催された第三三回の國務會議で、以後の政府の文書や国定教科書およびタイプライターに使用する綴字の場合、所謂旧式綴字法を使用することが突然決まった。これに従い、当時の國務総理であつた白斗鎮は各部長官と道知事に「教科書とタイプライターは準備の関係上多少遅くなるとしても、政府用の文書に関しては即時簡易な旧綴字法を使用するように訓令すること」という内容の國務総理の訓令第八号を示達した。これは、極端にいえば、綴字法の無規範状態に戻そうということに等しかった。甚だしくは、当時の李承晩大統領は「現行綴字法が正しいというのは、学生たちまたは言論人たちがハングルの理致もわからずに、習慣にしたがつて使用しているからである。従つてこれからは、自分が正しいと思つたら何でも勝手に使つても良い」(28) (下線は引用者)

とも言っていたくらいである。

これに全国各地の知識人と文化団体が総決起し、翌年二月には文教部長官が大統領の主張に反対して辞任する一方で、後文教部長官になる人はハングル簡素化を実践する人であるべきだという条件が付いていたため長官の地位が七〇日間も空席になっていたこともあった。しかし、これを意に解さぬまま、李承晩大統領は、「三月月以内に現行の綴字法を棄て、旧韓国の末期の聖書綴字法に戻せ」という命令を下し、これにあわせて一九五四年七月には文教部が提出した「ハングル簡素化案」は国務会議を通過し、公式に発表されるなど、当時の韓国社会は、ハングル「シヨック(波動)」ということばが示している通り、とんでもない渦に巻き込まれていた。

こういう状況で北朝鮮がこの問題について沈黙していたとは言い難い。たとえば、ソウル市内各大学の国語国文学教授団の「ハングル簡素化案」に対する声明書には、「近ごろ我々が信頼し敬仰するある政党の声明書を見ると、その中には我々の不倶戴天の仇敵である金料奉、李克魯一派云々」という表現が出てくる。この声明書に出ている金料奉は、前にも触れたように、北朝鮮労働党の委員長などを経て、この頃は北朝鮮最高人民会議常任委員会委員長として勤めており、また李克魯は、植民地時代には崔鉉培などとともに事実上朝鮮語学会の中心的な人として活躍し、独立後には北朝鮮へ渡りそこで言語政策の中心的な役割を果たしていた人物である。これを見ると、「ハングル・シヨック(波動)」に対する言及は、その具体的な内容はわからないが、形式はどうであれ北朝鮮でもあったことが分かる。上の教授団の声明書の「金料奉、李克魯一派云々」という表現は、「ハングル簡素化案」への反対と北朝鮮を無理やり連結させようとしていた、「我々が信頼し敬仰するある政党」の試みの危険性と不合理性を指摘したものだ⁽³⁰⁾に違いない。これとともに、一九五四年六月二二日の第二次国会本会議での「ハングル簡素化案は民族文化を抹殺しようとしているものではないか」という野党議員の質疑に対して

当時の文教部長官は、「数日前の北朝鮮傀儡が放送する時使ったことばと同じだ」と答えたこと⁽³¹⁾もあつたのである。この時は時期的にも北朝鮮で「五四年綴字法」が完成された時とぴったりと一致していることはただの偶然とは言い難い。「五四年綴字法」の「まえがき」によると、「一九五四年の初めに、科学院朝鮮語および朝鮮文字研究所内に朝鮮語綴字法規定作成小委員会を組織したが、一九五四年四月に朝鮮語綴字法の草案が完成し、その後一ヶ月にわたる科学院内外での公開的かつ集団的な慎重な討議の結果、現行朝鮮語綴字法に関する一定の成案を得、ここに『朝鮮語綴字法』という表題で刊行することにする」といつている。これは、先に述べた韓国での第二二次国会本会議が開かれていた一九五四年六月にはすでに『朝鮮語綴字法』が完成していたという意味になる。

こつう前後事情を勘案すると、北朝鮮でも韓国のハングル・ショック(波動)について全く知らん振りをしていたとは考えられない。さらに、「今ここに『朝鮮語綴字法』を発刊しながら、『すべてのものを民主基地強化のための戦後人民経済復旧発展へ!』(下線は引用者)という「五四年綴字法」の「まえがき」は、こつう事情をあまりにもよく現している。「民主基地論」とは、「革命をしている国のある地域で勝利した革命を、さらに固めて革命の全国的な勝利を成し遂げるための根拠地」として、「韓国に米軍が進駐している現実的な条件の中で、優先的に北朝鮮だけでも革命の力量の強化のための民主主義の根拠地をより固めて全朝鮮の革命を成し遂げるための基地を築城し、革命闘争を展開するための革命基地戦略」をいう(金順圭一九九一・二三三)。こつうのような民主基地論に立脚し北朝鮮では、綴字法が非常に混乱しているだけでなく、はなから綴字法の規範のない状態である旧式綴字法に還元する試みとしかみなされない「ハングル・ショック(波動)」を見ながら、北朝鮮だけでも整備された綴字法を準備し、それを施さなければならぬと痛感していたに違いない。この事実は、次のような、かれらの言及で確認することができる。

民族意識と民族文化を抹殺し、ひいては民族語まで抹殺しようとしている米帝植民主義者たちは、ついに(韓国における)文字生活の混乱を企て、その傀儡にいわゆる「ハングル簡素化方案」の捏造までさせた(朝鮮民主主義人民共和国科学院言語文字研究所言語学研究室一九六一・二二三三)。

ハングル・シヨック(波動)を李承晩の個人的趣向による単純な「シヨック(波動)」としてではなく、「米帝の朝鮮語抹殺政策」の一環として把える北朝鮮では、さらにこのような「民主基地」の強化を力説する必要がある。これについてはまず金日成の次のような、いわゆる「教示」を参照する必要がある。

我がことばを發展させるためにはその土台をしっかりと固めなければなりません。我々は革命の参謀本部があり、政治、経済、文化、軍事のすべての方面に渡るわれらの革命の全般的戦略と戦術が立てられる革命の首都でありかつ揺籃地である平壤を中心地として、言語の民族的特性を保存し發展させるようにしなければなりません。⁽³²⁾

後になって、これは「言語發展の基地」論へと理論化されるが、これについては次のように述べている。

言語の規範は自然成長的に統一されるのではなく、特に単一民族が同じ社会的条件の下に置かれておらず、互いに異なる社会制度や文化的影響のなかにある時、その民族語の統一的發展は目的意識的な作用なしには成し遂げられない

い。民族語の統一的发展を成し遂げるためには、正しい指導思想と正確な言語政策が欠かせず、それに基づいて言語发展の革命的な拠点を留意しなければならない。民族語发展の基地、民族語发展の社会政治的中心なしには民族語の主体性のある統一的な发展は保証できない(『言語学概論』、一四六ページ)。

言い換えれば、北朝鮮でいう「言語发展の基地」は単純に地域的な概念ではなく、社会政治的範疇として解釈しなければならないということである(『言語学概論』、一四六ページ)。そうであるがゆえに、このような言語发展の基地に関する思想は、「革命の終局的勝利のために、民族語の典型が完成された中心を拠点として、民族語の統一的发展を保証することに關するマルクス・レーニン主義政党的政策的要求を具現」(『言語学概論』、一四六ページ)したことであり、北朝鮮ではみなしていた。一言で言えば、「言語发展の基地に革命的に洗練され人々たちの社会主義的志向が込められた、主体性の生きている言語的典型を成し遂げ、まさにこういう典型をさらに固めて洗練させ民族語を統一的发展させるための母体になければならない」(『言語学概論』、一四六ページ)ということである。結局、北朝鮮の「五四年綴字法」はこのような必要性から生まれたのである。

三三 このようにして成立した北朝鮮の「五四年綴字法」は、その後北朝鮮で行われた言語規範の典範となった。事実上、それ以降の綴字法は五四年の規範を基にしてそれを部分的に修正したものに過ぎないと言っても過言ではない。この綴字法の体系は、「第一章字母の順序とその名称、第二章語幹と語尾の表記、第三章合成語の表記、第四章接頭辞と語幹の表記、第五章語幹と接尾辞の表記、第六章標準発音法および標準語と関連した綴字法、第七章分かち書き、第八章文章符号」

となっているが、以降の綴字法では、「分かち書き、文章符号法、標準発音法」を細分化し具体化したこと以外には大きな枠ではほぼ同一である。それほど「五四年綴字法」は北朝鮮で心血を注いで作ったものであり、従ってそれは発表と同時に実施され朝鮮語の表記形態を固定し、綴字法の規範を確立するにおいて非常に大きな役割を果たした(박재승一九九二:二二)。

北朝鮮ではそれにとどまらず、この綴字法を大衆化するため一九五六年二月には『朝鮮語綴字法辞典』を刊行する。この辞典はその目標を『朝鮮語綴字法』の一般的規定だけでは、書写生活の実践的過程で提起されるすべての要求を十分に満足させないため、『朝鮮語綴字法』の規定による詳しい『朝鮮語綴字法辞典』の刊行が必要である」とし、「この『朝鮮語綴字法辞典』の刊行が編集出版部門や科学、教育および文化部門はもちろん、全朝鮮人民の日常的な書写生活に少なからず助けになるだろうと信じて発刊したといっている(朝鮮民主主義人民共和国科学院言語文学研究所一九五六:一)。

またこの綴字法規範が確立されることによって、北朝鮮では辞典の編纂も本格化し、一九五六年の『朝鮮語小辞典』を経て、一九六〇年を前後して北朝鮮では最初の本格的な言語辞典と言える『朝鮮語辞典』(全六巻)が発刊され、この綴字法は完全に根を下ろすようになる。

四. 結論

四. 一 今まで我々は北朝鮮の初期綴字法に関する問題を、さまざまな角度から検討してきた。本稿の第一の関心事は、

独立直後の北朝鮮ではどのような綴字法を以って言語生活を営んでいたかということであった。独立直後、すくなくとも、一九四七年の初め頃まで北朝鮮では一九四六年九月に朝鮮語学会が改正した「統一案」をそのまま使っていたことは確かである。そここうするうちに北朝鮮共産党と新民党が一つになって北朝鮮労働党が作られるとすく、「頭音法則」を適用するかしないかということが急を要する問題として台頭し、結局それを適用しない方が正しいという判断が下されるようになった。『労働新聞』に載せられた金寿卿の論文はこれを具体化したものであり、これは北朝鮮で「統一案」を修正した最初の記録であろう。また現在も綴字法で南北が差をみせる「半母音」の介入は、「新綴字法」が登場してから使われるようになった規定であり、「問標」は「新綴字法」で提案され一九六六年の『朝鮮語規範集』が出るまでは使われていたことも確認した。議論の多かつたいわゆる「新六字母」は「新綴字法」で提案されたが、それは全面的ではなく、一部でのみ試験的に使われているうちに朝鮮戦争の後大衆動員路線の登場とともに実を結んだ「五四年綴字法」で廃止される運命に会う。

四、二次に、「五四年綴字法」が登場した背景とその内容も我々の主な関心事のひとつであった。「五四年綴字法」の登場した背景は、本論でも言及したように、まずは北朝鮮内部の必要に応じたものであった。朝鮮戦争の未完全に廃墟になつてしまつた国土を復旧するなかで何よりも必要だつたのは、大衆の積極的な参加をうながすための文化的な力であつた。すなわち、文字を通じてかれらを説得し動員するために綴字法を改正する必要を痛感し、それを具体化したのが「五四年綴字法」であつたのである。

「五四年綴字法」は、北朝鮮内部の必要のみによるものではなかつた。それは当時韓国で大変な論議を引き起こしていた「ハンゲル・ショック(波動)」と関連させてみることも重要である。すなわち、後に「言語発展の基地」として体系化され

た、かれらの「民主基地論」によって、綴字法が非常に混乱しているだけでなく、無規範状態である旧式綴字法に戻そうとしていた当時の韓国を意識し、北朝鮮だけでもしつかりと整備された綴字法を準備し施行する必要性を感じたところから「五四年綴字法」は生まれたのである。

四三ここで、北朝鮮でこれまで行われた綴字法改正の重要な内容を挙げてみると、次のようになる(一九六六年の『朝鮮語規範集』は本稿で取り扱わなかったが、比較の便宜のためともに整理した)。

項目	規範集			
	統一案 (一九三三)	新綴字法 (一九四七)	朝鮮語綴字法 (一九五四)	朝鮮語規範集 (一九六六)
頭音法則	○	×	×	×
間標 <small>사이표</small>	×	○	○	×(○)
新六字母	×	○	×	×
半母音 <small>반모음</small> の介入	×	○	○	○

(注：一九六六年の『朝鮮語規範集』で「間標」項目が×(○)になっているのは、日常生活では使われないが発音教育など特殊な場合に使用することがあると書いてあるためである。)

上の表でも分かるように、「五四年綴字法」の規定は「間標」^{サセシヨ}を除いてはすべてが以降の規範に継承された。ここでもう一度、我々は「五四年綴字法」の重要性を改めて認識することができる。この綴字法の内容は事実上当時施行されていた規範を整理・糾合したものであったため、きわめて総合的な観点から検証されたものでもあった。従って、その内容も合理的なものである可能性が最も高く、実際にその大部分はそうであった。その結果、「五四年綴字法」は北朝鮮の初期綴字法規範の集大成であり、かつ以降の綴字法の規範にもなり得たのである。

* 本稿の執筆に際して油谷幸利教授およびイ・ヨンスク教授、そして中村麻結氏には日本語の表現はもちろんのこと、内容についてもいろいろと有益なご指摘をいただいた。深くお礼を申し上げます。

注

(1) 권호모^{クワンホモ}（一九九六・八六・八七）参照。興味深いのは、前の二つの段階は新しい綴字法規範が刊行された年（一九五四年、一九六六年）を基準にして時期を分けているのに対して、後の二つの段階、特に第四段階はこれと何の関連もなしに区分していることである（北朝鮮で公式に三番目の言語規範が出たのは一九八八年である）。北朝鮮の言語規範の時期区分は本稿のテーマと関係ないため、これ以上の言及は省くことにする。

(2) 例えば、金敏洙（一九八九）がそうである。

(3) 一九三三年に朝鮮語学会によって制定・公布された『ハングル綴字法統一案』は、朝鮮語の書き言葉の規範化の土台を完成したとい

- う点で非常に重要である。韓国の文字史上「訓民正音」の創製を最も重要な事件だとすれば、この年に制定し公布した「統一案」は創製の時（一四四三）に「国々語音異平中国国のごとはが中国と異なつて」^①のような一種の宣言文だけがあり、具体的な施行細則がなかった「訓民正音」に羽をつけたことによつて、民族の文字「ハングル」に昇格させた歴史的な事件と評価することができる。この「統一案」が出ることに、朝鮮語は書きことばの規範化が可能となり、有史以来、はじめて書きことばを通じた全国的な意思疎通がより自由になり、より便利になるきつかけをつかんだのである（高榮珍一九九七：五八）。
- 「統一案」の意義についての具体的なことは^②（一九九三）および高榮珍（一九九七）を参照すること。
- (4) 当時金日成は北朝鮮労働党の副委員長であった。この北朝鮮労働党と南朝鮮労働党が後に合併して創られたのが、現在北朝鮮の「朝鮮労働党」である。
- (5) 『会見記：金科奉先生との六分間』、『民声』第三卷一・二号合併号（一九四七年二月）参照。本稿では^③（一九九三）の「資料編」（四七三～四七六ページ）に再収録されたものを利用した。これは以下でも同じである。
- (6) これについては^④（金寿卿）（一九四九）に詳しく説明されている。さらに、朝鮮語文研究会は設立当時は金日成大学に所属した機関であったため、その大学の総長であった金科奉の影響から自由だったと言いがたいであろう。
- (7) ^⑤（一九九三：四七四）より再引用。
- (8) 以下は朝鮮語文研究会（一九四九）：一五二～一五三）を筆者が整理したものである。
- (9) これは特定の音 すなわち^⑥（ㄷ）と^⑦（ㄹ）が語頭に来るのを回避する現象をいつ。^⑧は一般的に、外来語を除いてすべての場合に語頭に來ることができないが、^⑨は母音^⑩および半母音^⑪の前でのみ制限がある。
- (10) 朝鮮語文研究会（一九四九）：一五四）より再引用。本稿で「新綴字法」と関連した論議は、主に朝鮮語文研究会で編纂された『朝

- 鮮語文法』(一九四九)および朝鮮語文研究会の機関紙である『朝鮮語研究』を利用した。
- (11) 朝鮮語の「ㄹ(唇間の仕事)」、강가(川辺)「の発音はそれぞれ「ㄹ, 강가」になるが、これを普通「사잇소리(間音)」「現象と呼ぶ。ところが、この現象は非常に不規則的であるため、いかにこれを処理するかについて北も南も現在に至るまで悩んでいる。北朝鮮では分離符)「五四年綴字法」では「사이표(間標)」「とその名称が変わる)を創案し、「ㄹ, 강, 가」のように表記して「ういう現象を解決しようとした。しかし、一九六六年にこれが廃止されたところを見ると、結局この試みは失敗に終わったようである。
- (12) 「六字母」とは、いわゆる「ㄷ」「ㄷ(変則を表記するための)」「ㄹ、半母音」を表記するための、「ㄷ」などを含めて六つの新しく作られた文字のことをいう。これらの文字を使ってハングルを表記すると、多くの変則用言が規則用言になることは確かである。これに似た論争は一九三年に「統一案」を作る時もあったが、その当時は受け入れられなかった。
- (13) 半母音」の介入はあまり一般的ではなかったようである。例えば、一九五二年に刊行された『언어학에 관한 이·웨·쓰팔린의 모작 발표(二주남 기념 문헌집)言語学に関するスターリンの著作発表(周年記念論文集)』では「ㄹ(なった)と表記されているのに対して、同じ一九五二年に刊行された『언어학의 문제들에 관한 이·웨·쓰팔린의 모작에 관하여』(言語学の問題に関するスターリンの著作に関して)』では「ㄹ」(「ㄹ」)と表記されているなど、一貫性に欠けている。
- (14) 『朝鮮語文法』(一九四九)は、「新綴字法」を全面的に採用している唯一の例ではないかと思われる。
- (15) 金敏洙(一九八九・七九)によると、『標準綴字法辞典』は一九四七年三月八日に刊行されたと言つ。
- (16) 金敏洙(一九八九・七九)より再引用。
- (17) その例としては、『道徳規範 行動規範 言語規範』が載せられている。

- (18) その例としては、「規準を立てる、規準を取る」が載せられている。
- (19) 筆者はまだこの論文を見る事ができていない。本稿では박재호(一九九六・八八・九〇)を主に参考にした。
- (20) 資料が制限されているためここでは断言できないが、この論文は「新綴字法」にそのまま受け入れられた可能性が非常に高い。金寿卿は、「新綴字法」を主導した人物として知られた金料奉の核心ブレンであっただけでなく、文法書では異例の八七ページに達する「朝鮮語綴字法の基礎」という項目を設定して「新綴字法」を説明している。『朝鮮語文法』(一九四九)の実質的な執筆者でもあったのである。
- (21) 以下の議論は、「五四年綴字法」を整理した김하수(一九八九・二〇・二二)を基にし、筆者が部分的に修正したものである。
- (22) 「統一案」では、そして現在の韓国でも、実際には母音で始まる語彙を表記する時、何の音価も持たない「o(ora)」を語頭に書くようにしている。この「o(zero)」はその形が子音としての「o(u)」と同じだから辞書などで語彙を並べる時、「o(u)」で始まる部分に位置させているのである。言ってみてもなく、現代朝鮮語には子音「o(u)」で始まる語彙はない。
- (23) 以上は김하수(一九八九・二二)を筆者が要約したものである。
- (24) これを「新綴字法」を事実上主導してきた金料奉の失脚と関連して説明しようとする見方があるが、金料奉の肅清はその四年後の一九五八年であったことを思い起こす必要がある。実際、一九五七年にも所謂新字母は必要であるという主張が少なくないし、文字改革の必要性もあちこちで絶えず論じられていた。
- (25) 김익성(一九六六)参照。ここでは金敏洙(一九八九)の「資料」(三九八―四〇〇)に収録されているものを利用した。以下においても김익성의著作の引用は、金敏洙(一九八九)の「資料」に載せられているものである。
- (26) 「ハングル・シヨック(波動)」は、「ハングル簡素化波動」とも言われたが、これに関する詳しい顛末は『ハングル学会五十年史』

(二三六～三六四ページ) および高榮珍(一九九七～六八～六九)を参照すること。以下の「ハングル・シヨック」に関する論議は高榮珍(一九九七～六八～六九)を要約したものである。

(27) 김윤경(一九八九～二三)より再引用

(28) ハングル学会五十周年記念事業会(一九七一～三五九)より再引用

(29) 최현배(一九五四～三〇九～三〇)より再引用

(30) 当時の韓国において「共産主義者」といわれるのは、個人的にも社会的にもすべてを失うことにとどまらず、社会での永遠な追放を意味する恐ろしいことだったのである。

(31) 『ハングル学会五十年史』(三五六～三五七)より再引用

(32) 金敏洙(一九八九～四一〇)より再引用

参考文献

고영근(高永根) (一九八九)、「북한의 초기 철자법과 문법연구(北朝鮮の初期綴字法と文法研究)」、고영근(一九九四～九四～一九)再収録

고영근(一九九〇)、「남북 맞춤법의 검토(南北の綴字法の検討)」、고영근(一九九四～二〇～二三四)再収録

고영근(一九九四)、「통일시대의 어문문제(統一時代の語文問題)」、소울：圖書出版キルボツ。

高榮珍(一九九七)、「韓国語の辞典編纂と書きことばの規範化」、『言語・文化・コミュニケーション』一九、横浜：慶應義塾大学。

高榮珍(二〇〇〇)『分断と言語問題研究序説』、『一橋論叢』二二三卷第三号、東京：日本評論社

권승모(一九九六)『조선로동당의 언어정책과 그 빛나는 실현』(朝鮮労働党の言語政策とその輝かしい実現) 김영환·권승모編

(一九九六：三二五)。

김용진(一九四七)『一九四六年九月八일에 개정한 한글 맞춤법 통일안 해설』(一九四六年九月八日に改正されたハングル綴字

法統 案解説) 平壤：朝鮮出版社

金敏洙(一九八九)『증보판 북한의 국어 연구』(增補版北朝鮮の国語研究) ソウル：一潮閣

김두봉(金寿卿)(一九八九)『조선어 학자로서의 김두봉 선생』(朝鮮語學者としての金料奉先生) 『조선어 연구』(朝鮮語研究)

第一卷三号、平壤：朝鮮語文研究所。

金順圭(一九八九)『북한의 초기 통일정책:민주기지노선』(北朝鮮の初期統一政策：民主基地路線) 김일평(金日平)其他(一九九一：二

一一～二四六)。

김영환·권승모編(一九九六)『주체의 조선어연구 50년사』(主体の朝鮮語研究五十年史) 平壤：金日成総合大学朝鮮語文学部。

김윤정(一九八九)『한결 김윤정 전집5』(한글로金訝詮全集5) ソウル：延世大学出版社。

김일성(一九六四)『조선어를 발전시키기 위한 몇가지 문제』(朝鮮語를發展させるためのいくつかの問題) 金敏洙(一九八九：三

三九八～四〇五) 再収録

김일성(一九六六)『조선어의 민족적특성을 옹호 살려나갈데 대하여』(朝鮮語の民族的特性を正しく生かすことについて) 金敏

洙(一九八九：四〇六～四一六) 再収録

김일평(其他)(一九九一)『북한체제의 수립과정』(北朝鮮体制の樹立の過程) ソウル：慶南大学極東問題研究所。

- 김하수(一九九〇) <「남과 북의 맞춤법의 차이」(南と北の綴字法の差異)> 『우리 교육』(わが教育) 八月号, ソウル: わ가教育
- 김하수(一九九三) <「한글 맞춤법 통일안의 사회언어학적인 의미 해석」(ハングル綴字法統一案の社会言語学的意味解釈)> 『周時經學報』 二二二, ソウル: 塔出版社
- 김정찬(一九八八) <「북한 교육발달사」(北朝鮮教育發達史)> ソウル: 한백구社
- 박재수(一九九九) 『조선민주주의인민공화국의 언어학에 대한 연구』(朝鮮民主主義人民共和國의言語學に関する研究)> 平壤: 社会科学出版社
- 『言語規範研究史』(言語規範研究史)> 김영환·권승모編(一九九六: 八六~二二五)
- 『언어개론』(言語學概論)> (一九七〇) > 平壤: 教育圖書出版社
- 『언어학개론』(言語學概論)> (一九七〇) > 平壤: 教育圖書出版社
- 『조선로동당정책사: 언어부분』(朝鮮労働黨政策史: 言語部問)> (一九七三) > 平壤: 社会科学出版社
- 『조선로동당 중앙위원회 당력사 연구소』(朝鮮労働黨中央委員會黨歷史研究所)> (一九九一) > 『조선로동당력사』(朝鮮労働黨歷史)> 平壤: 朝鮮労働黨出版社
- 조선민주주의 인민공화국 과학원 언어문학연구소 사전 연구실 (朝鮮民主主義人民共和國科學院言語文學研究所辭典研究室)> (一九六二) > 『조선말사전』(朝鮮語辭典)> 平壤: 科學院出版社(ソウル: 塔出版社影印本, 一九八九)
- 조선민주주의 인민공화국 과학원 언어문학연구소 언어학 연구실 (朝鮮民主主義人民共和國科學院言語文學研究所言語學研究室)

(一九六二) 『조선노동당의 지도 밑에 개화 발달한 우리 민족어』(朝鮮労働黨の指導で開化發達したわが民族語)、平壤·科学院出版社。

조선민주주의 인민공화국 과학원 언어문학연구소(朝鮮民主主義人民共和國科學院言語文學研究所)(一九五六) 『조선어 철자법 사전』(朝鮮語綴字法辭典)、平壤·朝鮮民主主義人民共和國科學院。

조선민주주의 인민공화국 과학원 언어문학연구소(朝鮮民主主義人民共和國科學院言語文學研究所)(一九五六) 『조선어 철자법』(朝鮮語綴字法)、平壤·朝鮮民主主義人民共和國科學院(第二版)。

조선민주주의 인민공화국 과학원 조선어 및 조선문학 연구소(朝鮮民主主義人民共和國科學院朝鮮語および朝鮮文學研究所)(一九五四) 『조선어 철자법』(朝鮮語綴字法)、平壤·朝鮮民主主義人民共和國科學院。

조선민주주의 인민공화국 국어사정위원회(朝鮮民主主義人民共和國國語査定委員會)(一九八八) 『조선말규범집』(朝鮮語規範集)、平壤·社会科学出版社。

조선민주주의 인민공화국 내각직속 국어사정위원회(朝鮮民主主義人民共和國內閣直屬國語査定委員會)(一九六六) 『조선말규범집』(朝鮮語規範集)、平壤·社会科学出版社。

朝鮮語文研究会(一九四九) 『조선어 철자법의 기초(一)』(朝鮮語綴字法の基礎(一)) 『조선어 연구』(朝鮮語研究) 第一卷五號、平壤·朝鮮語文研究会。

朝鮮語文研究会(一九四九) 『조선어 철자법의 기초(二)』(朝鮮語綴字法の基礎(二)) 『조선어 연구』(朝鮮語研究) 第一卷六號、平壤·朝鮮語文研究会。

朝鮮語文研究会(一九四九) 『조선어 철자법의 기초(4)』(朝鮮語綴字法の基礎(四)) 『조선어 연구』(朝鮮語研究) 第一卷八號、

平壤：朝鮮語文研究会。

朝鮮語文研究会（一九四九c）（一九八九）『朝鮮語文法』、平壤：朝鮮語文研究会。

조소문화협회（朝ソ文化協會）（一九五二）、『언어학에 관한 이·웨·쓰팔린의 모작 발표二주년 기념 문헌집』（言語學に関するス

ターリンの著作発表二周年記念論文集）、平壤：朝ソ出版社。

崔允甲他（一九九四）、『중국, 조선, 한국, 조선어차이연구』（中国・朝鮮・韓國の朝鮮語の差異研究）、延辺：延辺人民出版社。

최현배（一九五四）、『한글의 투쟁』（ハングルの闘争）、ソウル：正音社。

편집부（一九五八）、『어문학계 소식』（語文學界の彙報）、『조선어문』（朝鮮語文）一九五八年第二号、平壤：科学院言語文字研究

所。

한글학회 50돌 기념사업회（ハングル学会五十周年記念事業会）（一九七一）、『한글학회 50년사』（ハングル学会五十年史）、ソウ

ル：ハングル学会。

한글학회編（ハングル学会編）（一九八九）、『한글 맞춤법 통일안（1930-1980）』（ハングル綴字法統一案：一九三〇-一九八〇）、ソ

ウル：ハングル学会。

북한의 초기 철자법에 관하여

—On the Orthography of North Korea during the 1945–1954 Period—

고영진 (Ko, Young Chin)

북한에서는 언어규범의 연구사를 크게 네 단계로 나누고 있다. 이를 좀더 구체적으로 살펴 보면, 1단계는 1945년부터 1954년까지이고, 2단계는 1955년에서 1966년까지이며, 3단계는 1967년에서 1980년까지, 그리고 4단계는 1981년에서 1995년까지로 잡고 있다. 이 글은 이러한 북한의 시기 구분을 따른다면, 1단계에 해당하는 1945년에서 1954년까지의 북한의 철자법 문제를 검토해 보고자 하는 의도에서 씌어졌다.

이 글의 첫째 관심사는, 해방 직후 북한에서는 어떠한 철자법 규범을 가지고 언어생활을 하고 있었을까 하는 것이었다. 해방 직후 적어도 1947년 초까지만 해도 북한에서는 1946년 9월에 조선어학회에서 개정된 《한글 맞춤법 통일안》을 그대로 사용하고 있었다. 그러다가 북조선공산당과 신민당이 합당하여 북조선로동당이 창당되면서 두음법칙을 적용할 것인가 말 것인가 하는 것이 시급한 문제로 대두되었고, 결국은 이를 적용하지 않는 것이 옳다는 판단이 나오게 되었다. 《로동신문》에 실린 김수경의 논문은 이것을 구체화한 것인데, 이는 북한에서 최초로 ‘통일안’을 수정한 기록이 될 것이다. 또한 현재도 철자법에서 남북의 차이를 보이고 있는 ‘반모음 y의 개입’은 《조선어 신철자법》이 등장하면서 적용되기 시작한 것이고, 사이표는 ‘신철자법’에서 제안되어 1966년의 《조선말 규범집》이 나오기 전까지 사용되었음도 확인하였다. 논란이 많았던 이른바 신 6자모는 ‘신철자법’에서 제안되었지만, 그것이 전면적으로 시행된 것은 아니었고, 일부에서 시험적으로 사용하다가 한국전쟁 후의 대중동원 노선이 등장하면서 결실을 본 1954년의 《조선어 철자법》에서

폐기되는 운명을 맞는다.

다음으로 ‘54년 철자법’의 등장 배경과 그 내용에 대한 것도 우리의 주요한 관심사 가운데의 하나였다. ‘54년 철자법’의 등장 배경은, 우선 북한 내부의 필요에 의한 것이었다. 한국전쟁을 거치면서 완전히 폐허가 된 국토를 복구하는 과정에서 무엇보다도 필요했던 것은 대중들의 적극적 참여를 부추기기 위한 문화적 추동력이었다. 그리하여 문자 매체를 통하여 그들을 설득하고 동원하기 위해서는 철자법을 개정할 필요를 느꼈고, 그것은 ‘54년 철자법’의 등장으로 이어졌다.

‘54년 철자법’은 북한 내부의 필요에 의한 것만이 아니라, 당시 남한에서 상당한 논란을 불러 일으키고 있던 ‘한글파동’과 관련지어 볼 필요가 있다는 것도 확인하였다. 즉, 나중에 ‘언어발전의 기지’로 체계화된, 그들의 ‘민주기지론’에 의거하여, 철자법이 대단히 혼란스러울 뿐만 아니라, 철자법의 무규범 상태인 구식 철자법으로 돌아가려 하고 있던 남한을 의식하면서, 북한에서만이라도 정비된 철자법을 준비하고 시행해야 할 필요를 느낀 데에서 ‘54년 철자법’은 태어났던 것이다.

이제, 북한에서 그동안 이루어진 철자법 개정의 중요한 내용들을 들어 보이면 다음과 같다 (1966년의 《조선말규범집》은 본론에서 다루지 않았으나, 비교의 편의를 위하여 함께 정리하였다).

규범 사항	한글 맞춤법 통일안(1933)	조선어 신철자 법 (1947)	조선어 철자법 (1954)	조선말 규범집 (1966)
두음법칙	O	X	X	X
사이표	X	O	O	X (O)
신 6자모	X	O	X	X
반모음 y의 개입	X	O	O	O

(주 : 66년의 규범집에서 사이표에 X (O) 라고 한 것은 일상 생활에서는

쓰이지 않지만, 발음 교육 등 특수한 경우에는 쓰일 수 있다고 규정하고 있기 때문이다.)

위의 표에서도 드러나는 바와 같이, ‘54년 철자법’의 규정들은 사이표를 제외하고는 모두 이후의 규범에 계승되었다. 여기에서 우리는 ‘54년 철자법’의 중요성을 새삼 인식할 수 있다. 이 철자법의 내용은 사실상 당시 시행되고 있던 규범들을 정리·규합한 것이었으므로, 그만큼 검증이 된 것이기도 했다. 따라서 내용상으로도 합리적인 것일 가능성이 대단히 높았고, 실제로도 대부분은 그러했다. 그 결과, ‘54년 철자법’은 북한의 초기 철자법 규범의 집대성이자, 이후 철자법의 전범이 될 수 있었던 것이다.

Key words: Hangeul Orthography, Norms of Language, Spelling Reform of North Korea, Post-Korean War Reconstruction of North Korea, Hangeul Shock